

平成 31 年 4 月 25 日

各 位

公益社団法人 北海道観光振興機構
会 長 堰 八 義 博

インバウンド推進地域開発事業～十勝地域

『十勝エリア観光コンテンツ改善のためのモニタリング等事業』委託業務に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。北海道の観光事業の推進にあたりましては、日頃から格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記の通り企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

インバウンド推進地域開発事業～十勝地域『十勝エリア観光コンテンツ改善のためのモニタリング等事業』

2. 事業目的

十勝地域ではこれまで、外国人観光客を増加させるために、地域の観光資源の磨き上げや魅力を発信するための各種取組を進め、各地域が主体となって商品開発を企画する取組等を行っている。しかし、地域への誘客を促進するうえで認知度の向上が課題となっており、外国人旅行者に効果的に訴求するため、地域の強みや特徴を生かした魅力的な旅行コンテンツの充実が必要である。

このため、十勝地域において、観光コンテンツの磨き上げと新規コンテンツの開発に取り組むとともに、地域の広域観光を促進するための旅行商品の開発などを行うことにより、訪日外国人旅行者の周遊促進と地域の活性化を図ることを目的とする。

3. 実施期間 契約締結日～令和 2 年 3 月 10 日（予定）

4. 委託事業者向け事業説明会

日時：令和元年 5 月 9 日（木） 10:00～11:00

会場：公益社団法人 北海道観光振興機構 会議室

札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1-1 緑苑ビル 1 階

※出席を希望する場合は、別紙回答用紙に記載の上、令和元年 5 月 8 日（水）12:00までに、メール
或いは FAX にてお申し込みください。

以上

担当：北海道観光振興機構 地域支援本部
広域観光部 當瀬
電話：011-231-2900 FAX：011-232-5064
E-Mail：k_touse@visithkd.or.jp

FAX 回答用紙

令和元年5月8日（水）正午必着

FAX : 011-232-5064

E-Mail : k_touse@visithkd.or.jp

北海道観光振興機構 地域支援本部

広域観光部 當瀬 宛

インバウンド推進地域開発事業～十勝地域『十勝エリア観光コンテンツ改善のためのモニタリング等事業』 委託事業者向け事業説明会に出席します。

貴社名			
連絡先	TEL : e-mail :		
部署名 役職 氏名	部署名	役職	氏名

インバウンド推進地域開発事業
『十勝エリア観光コンテンツ改善のためのモニタリング等事業』企画提案指示書

公益社団法人 北海道観光振興機構

1. 事業目的

十勝地域ではこれまで、外国人観光客を増加させるために、地域の観光資源の磨き上げや魅力を発信するための各種取組を進め、各地域が主体となって商品開発を企画する取組等を行っている。しかし、地域への誘客を促進するうえで認知度の向上が課題となっており、外国人旅行者に効果的に訴求するため、地域の強みや特徴を生かした魅力的な旅行コンテンツの充実が必要である。

このため、十勝地域において、外国人観光客向けコンテンツ「公共交通・観光アクティビティ・観光施設入場券・十勝の名物であるスイーツ巡りができるパス」の企画開発の一環としてモニタリングを行い、収集したデータを将来の旅行商品開発に繋げ、訪日外国人旅行者の周遊促進と地域の活性化を図ることを目的とする。

2. 事業対象地域

十勝地域（帯広市、音更町、上士幌町、鹿追町、新得町）

3. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下、「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

4. 企画提案応募条件等

- (1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む。）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）又は単体企業等とする。
- (2) コンソーシアムの構成員、単体企業等は、次の要件を全て満たしていること。
 - ① 道内に本社若しくは事業所等（本業務を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人、または特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団体の統制下にある法人を除く。
 - ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ③ コンソーシアムの構成員が、同時に単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として本件に参加する者でないこと。
 - ④ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。
- (3) コンソーシアムにおいては、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。
 - ① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。
 - ② 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

5. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

6. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間

契約締結日～令和2年3月10日（予定）

(2) 業務スケジュール

4月25日（木）	企画提案募集の公示・企画提案指示書、資料の配布開始
5月9日（木）10:00～	企画提案事業説明会
5月13日（月）17:00	企画提案参加表明締切
5月17日（金）15:00	企画提案書の提出期限
5月下旬	企画提案の審査、委託事業者決定
5月下旬～6月上旬 令和2年3月10日（火）予定	委託決定事業者による地域での事業説明会開催および契約締結・業務開始 全事業終了、事業報告書作成提出、精算

7. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。なお、期限までに参加表明が無い場合は、企画提案書を受理しないものとする。

(1) 表明期限：令和元年5月13日（月）17:00

(2) 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光振興機構 地域支援本部広域観光部（担当：當瀬）

TEL 011-231-2900 Email: k_touse@visithkd.or.jp

(3) 表明方法：メールにて行うこと（様式は任意、メール本文で可）。

8. 委託業務内容

事業内容について対象となる※地域へのヒアリング等を実施し、地域の意向を十分に踏まえた上で下記に例示する業務を基本とした事業を提案すること。なお、事業効果を高めるものとして独自に提案する業務を付加することも可能とする。また、本事業は国の「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金」を活用して実施するものであることから、本指示書及び「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱」に基づき実施するものとする。

※【地域連絡先】北海道十勝総合振興局 産業振興部商工労働観光課 係長 守屋玲子 TEL. 0155-27-8538

《ターゲット市場：台湾・香港・シンガポール・韓国》

(ア) 地域コンテンツ改善のためのモニタリング

外国人観光客向けコンテンツ「公共交通・観光アクティビティ・観光施設入場券・十勝の名物であるスイーツ巡りができるパス」の企画開発の一環としてモニタリングを行い、収集したデータを将来の旅行商品開発に繋げる。チケットは、データ取りのためのナンバリング及び配布団体毎の色分け、切り離せるものとする。パンフレットは、多言語で、想定される5市町の50施設を網羅する。

(1) ワークショップの開催

十勝エリアにおける観光コンテンツの磨き上げと新規コンテンツの企画・開発を行い、旅行商品の造成・販売に向けた実証実験を実施し検討・検証を行う。

・実施回数：2回開催【コンテンツ開発】（説明会・報告会）

1. 連携地域の自治体・観光協会並びに参加予定事業者との課題共有と当該事業の趣旨説明の実施

2. 事業後フォローアップと成果報告

- ・実施時期：6月から12月（参加者数100名）
- ・モニタリング参加者数 1,500名
- ・対象コンテンツの訪問者増加数／対象施設の訪問者増加数 1,500名×4施設=6,000名
／2市町村以上の周遊者数 1,500名×6割=900名

※2019年度は、モニターが多く利用した施設を地域の魅力あるコンテンツとして発信するとともに、利用者が少ない施設のサービスや情報発信方法の改善に活かし、2020年度以降の商品化を目指す。

(2) 情報発信

公共交通利用者の行先の情報不足の解消や、本事業のパスを周知するため十勝エリアの情報をまとめたパンフレットの作成（日・英、日・繁併記）。

十勝観光連盟WEBページ内に多言語による特設ページを設置する他、地域側の観光案内所や旅館で掲示するポスターを作成する。

- ・販促パンフレット作成：10,000部（英語、繁体字 各5,000部）
- ・販促ポスター作成：100枚
- ・実施時期：6月から8月

(3) 受入環境整備

利用する外国人客と店舗間での言語問題によるトラブルを防ぎスムーズな意思疎通を目指し自動翻訳機や翻訳のためのタブレット端末を用意する。

- ・実施時期：6月から12月
- ・受入環境整備箇所数 62箇所／利用者満足度80%・事業者の次年度自走化希望割合90%

(イ) ナイトタイムエコノミーの推進

連携地域内での延泊を企図した旅行商品の造成。

(1) ワークショップの開催

飲食店や宿泊事業者が集まり、将来的な街歩き有償ガイド導入に向けたワークショップを実施する。帯広は夜の街歩きと飲食店をテーマに、それ以外の地域は温泉旅館の魅力+夜景やアクティビティ等の楽しみ方を訴求する内容で検討・検証を行う。

- ・実施回数：4回開催（ナイトタイムエコノミー）
 - 1. 事業の趣旨説明と夜間の観光コンテンツについて課題共有。宿泊事業者と飲食店、街歩き等ガイドに関心のある者とのネットワーキング
 - 2. 地域の夜のコンテンツについて情報出し、地域在住外国人からのヒアリング
 - 3. 地域在住外国人を招いた実地研修とマップ掲載コンテンツの確定作業
 - 4. 事業後フォローアップと成果報告
 - ・実施時期：6月から11月（参加者数60名）
 - ・掲載施設への訪問者数 1,000名×3割=300名
- ※プロモーション用、地元PR用及び掲載店舗配布分を1,000枚と想定。

(2) 情報発信

検討会議の内容を元に、十勝エリアのナイトライフの魅力を掲載した「ナイトタイムパンフレット」を多言語（日英、日繁併記）にて作成し、配布を行う。

- ・販促パンフレット作成：4,000部（英語、繁体字 各2,000部）
- ・実施時期：12月から3月
- ・Web媒体接触者数 150,000名

※事業実施報告書の提出

- ・受託者は本事業の終了後、事業の実施内容とその成果等についてまとめた報告書を作成し、提出すること。提出方法は紙、及びデータとする。

9. 予算上限額

15,350 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

10. 企画提案書及び見積り依頼内容

企画提案書作成にあたっては、提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(1) これまでの事業実績

過去3年以内の本事業と同種、且つ同程度の規模の事業受注実績について記載すること。なお、観光機構発注の実績については記載を要しない。

(2) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(3) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(4) 見積書

費用項目の明細を記載すること。

※例：人件費、交通費、宿泊経費、通訳費、体験料経費、保険費、コーディネート費等

11. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4版とする。ただし、A4による掲載が困難な場合はA3折込による掲載を可能とする。
- (2) 企画提案書は事業者名や従事者名を記載したもの、これらを記載しないものの2種類作成すること。
- (3) 企画提案書の冒頭に全体構成を記載すること。
- (4) 媒体の提案などにおいてA案・B案等、複数の案を記載している提案は審査対象外とする。
- (5) 本事業以外の費目を要する提案は行わないこと。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された企画提案書は返却しない。
- (8) 企画提案にあたっては、地域に対してヒアリングを実施する等、地域の現状や意向を十分に踏まえた企画提案を行うこと。

12. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 8部（事業者名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの7部）
- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人 北海道観光振興機構
地域支援本部 広域観光部（担当：當瀬）
TEL 011-231-2900 Email: k_touse@visithkd.or.jp
- (3) 提出期限 令和元年5月17日（金） 15:00
- (4) 提出方法 持参または郵送による。

※郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない。

※業務従事者氏名、社名等を記載しない企画提案書については、別途必ずデータでも電子メール、ROM等により納品すること。(ただしデータのみ提出は認めない。(1)に記載の部数は別途指示通りの期日までに指定場所に納品すること。)

13. 企画提案に関する審査

企画提案についての審査方法は下記のとおりとする。

- (1) 参加表明期日までに参加表明を行い、且つ提出期日までに必要部数の企画提案書を提出した者を審査対象者とする。
- (2) 4者以上の審査対象者がいる場合は予め書面審査を行い、上位3者を最終的な審査対象者とする。
- (3) 審査は審査対象者によるプレゼンテーションを基に実施する。
- (4) プレゼンテーションの日時及び場所は、別途審査対象者に通知する。
- (5) プレゼンテーションに参加できない場合は、棄権とみなす。
- (6) プレゼンテーション時の追加資料の配布については認めない。
- (7) プレゼンテーション用の機器類を使用する場合は、事前に申し出を行った上で審査対象者が準備・設置するものとする。なお、審査の進行に影響を及ぼすと判断されるものについては使用を認めない。

14. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性
提案された事業実施内容が、各地域の現状、課題に即し地域のニーズに合致したものであり、本事業のために効果的なものとなっているか。
- (2) 実現性
提案内容に具体性があり、且つ全体の計画が実現可能なものとなっているか。
- (3) 業務遂行能力
提案内容を含め、本事業を遂行するに足る能力、組織体制、人員が整っているか。

15. 業務上の留意事項

企画提案の審査は下記項目を審査した上で総合的に判断する。

- (1) 業務内容の詳細については、提案内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 本事業は観光庁が実施する「訪日外国人旅行者周遊促進事業」を活用する。このため、受託事業者は観光機構より別途指示する観光庁が示す要綱に従った業務遂行とすること。

16. その他

- (1) 提出された企画提案書は、本事業の受託者選定以外の目的には提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。なお、公表にあたっては事前に提案者に通知するものとする。
- (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (4) 受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。
- (5) 受託者は、契約前に地域への説明会を実施すること。但し、その際に発生する費用は、受託者において負担するものとする。

- (6) 本事業は、観光庁が実施する「訪日外国人旅行者周遊促進事業」を活用する予定である。このため、支援内容や支援見込金額の変更・支援対象外の事象が判明した場合等には、本募集・選定手続については変更・中止する場合がある。

以上